

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月28日

契約担当者 兵庫県公立大学法人
理事長 國井 総一郎

1 調達内容

- (1) 件名
X線回折装置の調達
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書で指定する仕様等を有すること。
- (3) 納入期限
令和8年12月28日（月）
- (4) 納入場所
姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス C棟 C533室
- (5) 入札方法
上記1(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は名簿に登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同上第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

入札は書面によるものとし、参加申込方法等については、次のとおりとする。

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒671-2280 姫路市書写2167
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 財務課
電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年7月28日（火）から令和8年8月4日（火）までの各日午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く）

4 入札、開札の日時及び場所及び方法

- (1) 日時 令和8年8月20日（木）午後2時00分

- (2) 場所 兵庫県立大学姫路工学キャンパス A棟4F大会議室
- (3) 入札方法 入札書は、上記の日時及び場所で入札箱に直接投入すること

5 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月19日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

7 落札者の決定方法等

入札説明書で示した物品を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

8 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。
- (2) 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年8月27日（木）以降までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札ではないこと
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札ではないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

9 その他

(1) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要作成

その他詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

X 線回折装置の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
X 線回折装置の調達
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書及び仕様書で指定する仕様等を有すること。
- (3) 納入期限
令和 8 年 12 月 28 日（月）
- (4) 納入場所
姫路市書写 2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス C 棟 C533 室

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は名簿に登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札書説明書、仕様書等の交付及び申込書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒671-2280 姫路市書写 2167
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 財務課
電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 4 日（火）までの各日午前 9 時から午後 4 時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後 1 時までを除く）
- (3) 提出書類
ア 申込書を作成のうえ、上記(1)の申込場所に直接持参又は簡易書留による郵送により提出すること。（郵送の場合は、令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 4 時までに必着のこと。）
イ 前記 2(1)の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認
ア 入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
イ 申込者の本件入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 8 年 8 月 12 日（水）までに、申込者に文書（一般入札参加資格確認通知書）で通知する。
については、入札参加資格審査結果通知用封筒（定型長 3 封筒に通知先の住所を記載し、110 円

分の切手を貼付したもの）を申込書に添えて提出すること。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

4 入札説明会

実施しない。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 受付期間及び受付場所 令和8年7月28日（火）から令和8年8月4日（火）まで（各日午前9時から午後4時まで。土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く。）に、前記3（1）へ持参又はFAXにより提出すること。

(2) 提出書類

質問書（任意様式）による。

(3) 質問に対する回答

令和8年8月12日（水）までに申込者に通知する。

6 入札、開札の日時、場所及び方法

(1) 日 時 令和8年8月20日（木） 午後2時00分

(2) 場 所 兵庫県立大学 姫路工学キャンパス A棟4F 大会議室

(3) 入札方法 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

(4) その他 上記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

7 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県又は本法人に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状（別添様式）を入札執行者に提出すること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(6) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を

加算した額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月19日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長(以下「理事長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年8月19日(水)以前の任意の日を開始日とし、令和8年8月27日(木)以降の任意の日を終了日とすること。

なお、上記金額を満たす入札保証金又は入札保証保険証書の提出がないときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額(落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

1 0 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人契約事務規程(平成25年法人規程第56号)第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、ただちに再度の入札をし、再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

1 2 入札に関する条件

- (1) 入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留郵便に限る)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、二重封筒とし、中封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「初度入札」、「再度入札(2回目)」、「入札辞退届」(当初又は途中で辞退する場合)の区分を記入し、あて名及び入札件名等を記入し、令和8年8月19日(水)正午までに上記3(1)の場所に必着すること。
- (2) 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和8年8月19日(水)以前の任意の日を開始日とし、令和8年8月27日(木)以降の任意の日を終了日とすること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となったものの以外の者

1 3 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 4 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申請書又は関係書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 5 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 6 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1 7 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約を締結する者は、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約書を提出すること。